

介護予防認知症対応型共同生活介護事業所運営規程

(目的)

第1条 この規程は、医療法人 社団 ピーエムエーが設置運営し、指定介護予防地域密着型サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」）事業所の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 介護予防認知症対応型共同生活介護事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。

なお、地域密着型サービスとして、要支援高齢者の住み慣れた地域での生活を支えるため、原則的に事業者の指定及び指導・監督を行う横浜市（保険者）の住民（被保険者）のみを保険給付の対象として実施する。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示、及び横浜市条例の趣旨及び内容に沿ったものにする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場にたったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 6 事業者は、身体的拘束その他、利用者の行動を制限しない。ただし、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合は、この限りではないものとする。しかし、その場合も速やかな解除に努めるとともに、理由を本人に説明し、理由及び一連の経過を利用者代理人に報告する。

(事業所の所在地及び名称)

第4条 本事業所の所在地 神奈川県横浜市泉区和泉町6-4-18番19
本事業所の名称 グループホーム ソフィアいずみ とする。
(ユニット名称 1階=あやめ、2階=せせらぎ)

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) あやめユニット (1階)

ア 管理者 1名 (常勤)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。

イ 計画作成担当者 1名 (常勤)

計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成等を行う。

ウ 介護従業者 7名 (常勤4名、非常勤3名)

介護従業者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画等に基づき、介護予防認知症対応型共同生活介護等の業務に当たる。

(1) せせらぎユニット (2階)

ア 管理者 1名 (常勤)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。

イ 計画作成担当者 1名 (常勤)

計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成等を行う。

ウ 介護従業者 7名 (常勤3名、非常勤4名)

介護従業者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、介護予防認知症対応型共同生活介護の業務に当たる。

(利用定員)

第6条 利用者定員はあやめ (1階)、せせらぎ (2階) ユニットとも各9名、計18名とする。

(介護の内容)

第7条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴、排泄、食事等の介護
- ② 日常生活上の支援
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談、援助

(介護計画の作成)

第8条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画という）を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、文書により同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その状況についての評価を行う。

(利用料等)

第9条 本事業が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、その他の費用については別紙料金表の通りとする。生活保護受給者については減免し生活保護基準に料金を引き下げ、差額は事業者負担とする。

- 2 月の中途における入居または退居については日割り計算とする。
- 3 利用料の支払いは、月毎に発行する請求書に基づき、銀行口座振込みによって指定日までに受けるものとする。

(入退居に当たっての留意事項)

第10条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は、要支援2の者であって認知症の状態にありかつ次の各号を満たすものとする。ただし、いずれも認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - ② 自傷他害のおそれがないこと。
 - ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。
 - 3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(秘密の保持)

第11条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らす事がないよう、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第12条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。また、生活やサービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家または第三者機関（下記に外部苦情申立て機関を記載）の支援を受けられるようにする。

・ホーム苦情相談窓口＝管理者

・外部苦情申立て機関＝神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険室

(電話) 045 (329) 3447

横浜市福祉調整委員会

(電話) 045 (671) 4045

横浜市介護事業指導課

(電話) 045 (671) 2356

泉区高齢・障害支援課

(電話) 045 (800) 2436

(損害賠償)

第13条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第14条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 従業者には、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

第15条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第16条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関と連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関と連携をはかり避難訓練を行う。

- 3 事業所は、台風や集中豪雨等による浸水被害の発生に備え、水防法に基づく避難確保等（避難確保計画の策定、避難訓練の実施、自衛水防組織の設置等）の必要な措置を講ずる。

（虐待の防止）

第17条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるよう努めるものとする。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
 - ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - ③ 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村へ報告する。

（身体的拘束等の適正化に向けた取組み）

第18条 事業者は、認知症対応型共同生活介護等の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 事業者は、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下「身体的拘束等の態様等」という。）を記録しなければならない。
- 3 事業者は、身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。
- 4 事業者は、前項ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。
- 5 事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護事業者その他の従業員に周知徹底を図ること。
 - ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

- ③ 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

(その他運営についての重要事項)

第19条 従業者の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - ② 必要に応じた研修 随時
- 2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金出納簿、その他必要な記
録、帳簿を整備する。
- 3 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとす
る。

付 則 この規定は、平成18年 4月 1日から施行する。

変更日 平成26年12月 1日

変更日 平成28年 2月 1日

変更日 令和 3年 4月 1日

変更日 令和 3年12月 1日